

安全衛生推進者養成講習会開催のご案内(第2回)

主催 (一社)三田労働基準協会 ・(一社)品川労働基準協会
(一社)大田労働基準協会【幹事】 ・渋谷労働基準協会

労働安全衛生法の第12条の2により、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられています。

つきましては、未だ推進者の選任は行われていない場合は、この機会に適任者の受講方について格別のご高配を賜りますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成25年11月25日(月)・26日(火) 2日間 (両日とも開場9:15)
第1日目 9時30分～16時00分
第2日目 9時30分～16時00分
2. 会 場 法人ビル 4F (大田労働基準協会入居ビル) 大田区蒲田 5-40-1 裏面案内図参照
3. 研修科目 厚生労働省労働基準局長の定めるカリキュラムによる
4. 修了証の交付 全科目受講された方(遅刻早退不可)に、2日目終了後修了証を交付します。
5. 講 師 労働安全衛生コンサルタント 阿部 龍之 氏
6. 定 員 30名
7. 受 講 料 10,000円 テキスト代 1,260円[中災防発行](どちらも消費税込み)
ただし、上記4協会の会員は10,000円(協会でテキスト代1,260円を助成します)
- 8 申込み方法等
 - ① 受講申込:裏面申込書により、三田協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
 - ② 申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者あて、Fax 返信します(申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい)。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から11月18日まで2週間ない場合は11月18日(月)まで)に次の銀行口座にお振込みください(手数料はご負担願います)。

銀行名	三菱東京 UFJ 銀行田町支店	口座番号	普通預金 0397963
口座名義	一般社団法人三田労働基準協会	名義人住所	港区芝 4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 1125 マルマルカイシャ等)
 - ③ 受講の取消:11月18日(月)までの取消は受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おき下さい。
 - ④ 受講者は、研修当日受講票を持参し、受付にご提示下さい。また、修了証受領のため2日目は認印をご持参下さい。修了証は(一社)大田労働基準協会名で発行されます。紛失された際の再交付手続きは、(一社)大田労働基準協会になります。(手数料が必要です。)

9 問合先 (一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷協会)の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。